

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野の個別の対策を記載する。

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、市は国の基本的対処方針や県の対処方針や対策等に基づいて行動するが、個々の対策の具体的な実施時期と発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。
- ・ 対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じてマニュアル等に定めることとする。
- ・ 本計画によりがたい事項が生じた場合は、大和市地域防災計画に準じて対応する。

1 未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の構築を行う。
対策の考え方： (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 行動計画等の作成・見直し等

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務計画の策定を行い、必要に応じて県から情報提供など必要な支援を受けたり、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者に意見を聴取したりするなど、適宜、見直しを行う。（特措法第8条第7項）

イ 体制の整備及び関係機関の連携強化

- (ア) 市は、取組体制を整備・強化するために、大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議等の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策のフォローアップを進める。

a 大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（常設）

- ・ 健康福祉部長を座長とする「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を設置し、関係各課が連携、協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための課題を総合的かつ具体的に検討する。

b 地域医療体制対策会議への参加

- ・ 県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力をする。

c 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

- ・ 県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発、住民接種、要援護者への支援、

休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

- (イ) 市は、市行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生に備え、平素からの情報交換、連絡体制の確認、訓練を実施する。訓練の実施に際しては、防災訓練との有機的な連携が図られるように配慮する。(特措法 第12条)

(2) 情報収集

ア 情報収集

- ・市は、国、県及び関係機関から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランスへの協力

- ・国及び県が実施するサーベイランスについて、要請に応じ適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

市は次のことを行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、市民向けに多言語による情報提供を行う。
- (ウ) 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、市民が理解しやすい内容の情報提供を行う。
- ・ Q & A形式による情報提供
 - ・ 正しい知識の普及、推奨する感染対策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）
 - ・ 聴覚障がい者に対する文字や絵を組み合わせた伝達や掲示板の利用、視覚障がい者に対する音声や点字による伝達など、障がい者に配慮した情報提供を行う。
- (エ) 学校、保育所及び幼稚園は集団感染が発生し、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から教育委員会等と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供を行い、丁寧に指導を行う。

イ 体制整備等

- ・市は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。
- (ア) 新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（情報の受取手に応じ、ホームページ、P Sメール、防災行政無線などの活用を行う）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- (イ) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県の要請に応じて相談窓口の設置準備を進める。

- ・ 県は県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等の設置準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

(ア) 個人における対策の普及

- 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について、理解促進を図る。
- 県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請等の感染対策について理解促進を図る。

(イ) 地域対策、職場対策の周知

- 県が実施する職場における季節性インフルエンザ対策としての感染対策について、周知を図るための準備に協力する。
- 県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備に協力する。

(ウ) 水際対策

- ・ 市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国や県等との連携を強化する。

イ 予防接種

(ア) 基準に該当する登録事業者の登録

- 国が進める登録事業者の登録に関し、市は、国が作成した登録実施要領（特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの）による、事業者に対しての登録作業に係る周知に協力する。
- 市は、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きに適宜、協力する。
- 市は、特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は、適宜、協力する。

(イ) 接種体制の構築

a 特定接種

市は、国の要請に基づき、特定接種の対象となる職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

b 住民接種

- (a) 住民接種は、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- (b) 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制を構築する。

- (c) 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び県から技術的な支援を受け、必要な調整を行う。
- (d) 市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(ウ) 情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

ア 地域医療体制の整備への協力

- ・県が設置する、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉事務所又は保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、公立病院等）、医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備への協力を行う。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・国及び県において、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄がなされる。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居の高齢者や障がい者が対象範囲となる。

イ 火葬能力等の把握

- ・市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

エ 物資供給等の確保・配付等

- ・市は、国及び県と連携し、発生時における食料品・生活必需品等の緊急物資の確保、配分等の方法、支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の体制を整備する。

<p>2 海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 ・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内・市内発生の遅延と早期発見に努める。 (2) 県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。 (2) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内発生に備え、県内・市内発生した場合の対策についての的確な情報収集を行い、市民に準備を促す。 (3) 市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内・市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 実施体制の強化等

(ア) 大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（常設）の開催

市は、次の場合に「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、発生状況等の情報の把握や県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。

- a 国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合
- b 県が「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合
- c 座長が開設を必要と判断した場合

(イ) 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力をする。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」へ参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

(2) 情報収集

ア 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について国際機関(WHO等)、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や県からの情報及びインターネット等を

活用し情報収集を行う。

イ サーベイランスへの協力

県が感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化することについて、要請に応じ、適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供と共有

- (ア) 市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内（市内）発生した場合に必要な対策等について県と連携を図り、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- (イ) 市は、県や関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行うことができる環境を整備する。また、関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

イ 相談窓口の設置準備

県は、コールセンター等を設置するが、市は、県の要請を受けて、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応するための相談窓口を設置し、国から配布されるQ&Aを参考にしながら、適切な情報提供を行う。また、必要に応じて県に対して情報を提供し共有を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策のための準備

- (ア) 市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策の普及を図る。また、県と連携して、市民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜、提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国及び県と連携し、正確な情報を提供する。
- (イ) 市は、国及び県から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- (ウ) 学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。

イ 予防接種

(ア) 接種体制

a 特定接種

- (a) 市は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、市民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえて、国が基本的対処方針において決定した、特定接種の具体的運用(特定接種の総枠、対象、順位等)について、国及び県から情報収集を行う。
- (b) 市は、国及び県と連携し、自らの職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(特措法第28条)

b 住民接種

- (a) 市は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防

接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

- (b) 市は、国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(特措法第46条)

ウ 情報提供

市は、県、国等と連携して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

市は、県が設置する帰国者・接触者相談センターの設置状況を把握し、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置体制の確認

(ア) 市は、一時的遺体安置所として使用する場所の確認を行うとともに、必要に応じて遺体の保存のために必要な保存剤及び遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の準備を行う。

(イ) 多数遺体発生時には、「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬を円滑に行うことができるように、広域火葬参加機関相互の連絡・協力体制を確認する。

イ 物資及び資材の備蓄等

市は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。

3 県内未発生期
・県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。
目的： 県内・市内発生に備えた体制の準備を行う。
対策の考え方： (1) 県内・市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 (2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等や、県の対処方針、対策等に基づき、必要な対策を行う。 (3) 国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、大和市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県内・市内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 実施体制の強化等

(ア) 大和市新型インフルエンザ等対策調整連絡会議（常設）の開催

市は、海外発生期に引き続き「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応等について確認するとともに市の対策の検討を行う。

(イ) 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力をする。

(ウ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」へ参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

イ 緊急事態宣言※がされている場合の措置

(ア) 緊急事態宣言

- a 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- b 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(イ) 大和市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた時は、市長を本部長とする「大和市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を直ちに設置（特措法第34条）し、新型インフルエンザ等への市の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。（県行動計画 68頁）

※ 緊急事態宣言（特措法第32条）

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

(2) 情報収集

ア 情報収集

市は、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や県からの情報及びインターネット等を活用した情報収集を行う。

イ サーパーバイランスへの協力

県が海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施することについて、要請に応じ、適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供・共有

(ア) 市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の具体的対策、県内・市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報

を適切に提供する。

- (ウ) 市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。また、関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。

イ 相談窓口の体制充実・強化

市は、県から配布される状況の変化に応じた国のQ & Aの改定版を入手・活用し、相談窓口の体制の充実・強化を図る。また、県が設置するコールセンター等（24 時間体制など）の周知を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

- (ア) 県内未発生期であっても、地域全体で積極的な感染対策をとり、流行の最盛期を遅らせることが重要であり、市は、県が必要な場合に、市民、事業者等対して行う次の要請に適宜、協力する。
- a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - b ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - c 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - d 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- (イ) 地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜、提供し、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国及び県と連携し、正確な情報を提供する。
- (ウ) 学校等においては、児童・生徒等の健康状態の把握に努め、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。
- (エ) 市内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）の基準を考慮し、市内小中学校、幼稚園等の臨時休業の基準について定める。

イ 予防接種

市は、海外発生期の対策を継続し、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報収集を行う。

(ア) 住民接種

- a 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- b パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、国及び県と連携し、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。

- c 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医師会等と連携して、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
ただし、**(イ)住民接種**については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。(県行動計画 72頁)

(ア) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力をする。

- a 県が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに適宜、協力をする。
対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。
- b 県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うことに適宜、協力をする。
- c 県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに適宜、協力をする。

(イ) 住民接種

市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行う。

(5) 医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

県が設置する帰国者・接触者相談センターの体制強化等(24時間体制など)の情報を把握し、その情報を踏まえた上で、引き続き、発生源からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であつて、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民等への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、国及び県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置体制の準備

市は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら臨時遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

ウ 物資及び資材の備蓄等

市は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(県行動計画 76頁)

(ア) 生活関連物資等の価格の安定等

市は市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に適宜、協力する。また、必要に応じ、市からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(特措法第59条)

4 県内発生早期
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的： (1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行の最盛期を遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行った場合は、積極的な感染対策等をとる。 (2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 (3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 (4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、国及び県と調整を図り、できるだけ速やかに実施する。 (5) 患者数が増加した場合は、国内の発生状況と県の行動計画を踏まえ、必要に応じて県内感染期への移行を検討する。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 実施体制の強化等

(ア) 大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（常設）の開催

市は、県内未発生期に引き続き、「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。

(イ) 大和市新型インフルエンザ等対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がされていない場合においても、市対策本部長が必要と判断した時は、特措法第34条による市対策本部を設置し、会議により、県内発生早期の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

(ウ) 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた、新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力をする。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」へ参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

県内未発生期の記載を参照

(イ) 市対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(2) 情報収集

ア 情報収集

市は、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や県からの情報及びインターネット等を活用し国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。

イ サーベイランスへの協力

県が県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施することについて、要請に応じ適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供・共有

(ア) 市は、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、市のホームページ等の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。また、県に寄せられたコールセンター等への問い合わせ内容を把握し、市のホームページ等で情報提供を行う。

(イ) 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

(ウ) 市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握を行う。

イ 相談窓口の体制充実・強化

市は、県内未発生期に引き続き、県から状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を入手・活用し、相談窓口の体制の充実・強化を図る。また、引き続き、県が設置するコールセンター等（24時間体制など）の周知を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

(ア) 市は、県が市民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。

a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底を要請する。

b ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要

請する。

- c 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - d 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- (イ) 県と連携して、地域住民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜、提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国及び県と連携し、正確な情報を提供する。

イ 予防接種

市は、海外発生期（又は県内未発生期）の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報収集を行う。

(ア) 住民接種

- a 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- b パンデミックワクチンが全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、国及び県と連携し、関係者の協力を得て、市は接種を行う。
- c 市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医師会等と連携して、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ただし、**(イ) 住民接種**については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。(県行動計画 72頁)

(ア) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力をする。

県内未発生期の記載を参照

(イ) 住民接種

県内未発生期の記載を参照

(5) 医療

ア 帰国者・接触者相談センターの周知

県が設置する帰国者・接触者相談センターの体制強化等（24 時間体制など）の情報を把握し、その情報を踏まえた上で、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

市は、県が国と連携し、医療機関の協力を得て、医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対して、必要に応じて行う抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等に協力する。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 遺体の火葬・安置体制の強化

市は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等を確保する。

イ 物資及び資材の備蓄等

市は、引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材等を備蓄し、又は施設及び設備の整備を行う。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(県行動計画 76 頁)

(ア) 生活関連物資等の価格の安定等

県内未発生期の記載を参照

5 県内感染期
<ul style="list-style-type: none">・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。・ 地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： (1) 健康被害を最小限に抑える。 (2) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 (2) 市内の発生状況等を勘案し、本市の実施すべき対策の判断を行う。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 (5) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 実施体制の強化等

(ア) 大和市新型インフルエンザ等対策本部の設置及び開催

市は「大和市新型インフルエンザ等対策本部」の設置及び会議を開催し、国や県の対処方針等に基づき、感染期における市の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全部一体となった対策を推進する。

県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、国が国内感染期の基本的対処方針に変更し、公示したとき、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部は、県が感染期に入ったことを宣言し、県の対処方針や対策等を決定する。

(イ) 大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（常設）の開催

市は、県内発生早期に引き続き、「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、発生状況等の情報の把握や、県の対応等について確認するとともに、市の対策の検討を行う。

(ウ) 地域医療体制対策会議への参加

県が各保健福祉事務所の所管区域ごとに開催する「地域医療体制対策会議」に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた新型インフルエンザ等対策における地域医療体制の整備に協力する。

(エ) 新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議への参加

県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村会議」へ参加し、新型インフルエンザ等対策における情報の提供・共有、住民に対する普及啓発、帰国者・接触者外来、コールセンター等、住民接種、要援護者の支援、休日夜間の救急診療、患者搬送、埋葬・火葬その他新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(県行動計画 86頁)

(ア) 市対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(イ) 他の地方公共団体による代行、応援等

市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定(第38条、39条)に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集

ア 情報収集

市は、引き続き、国際機関(WHO等)、厚生労働省、国立感染症研究所の発表や県からの情報及びインターネット等を活用し国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。

イ サーベイランスへの協力

県が新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常サーベイランスを継続することや必要な対策を実施することについて、要請に応じ、適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供・共有

(ア) 市は、引き続き、市民等に対して、国内外での発生状況、現在の対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながらかつホームページ等の媒体やFMやまとなどの関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(イ) 市は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。

(ウ) 学校・保育施設等や職場における県内・市内の感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。

(エ) 市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有体制を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、現場の状況把握を行う。

イ 相談窓口の体制充実・強化

市は、引き続き、県から状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を入手・活用し、相談窓口の開設を継続するとともに、県の要請に応じて充実・強化体制の緩和を図る。また、県のコールセンター等の設置状況を把握し、その周知を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

- (ア) 市は、県が市民、事業者等に対して行う次の要請に協力する。
 - a 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - b ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - c 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
 - d 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- (イ) 県と連携して地域住民の混乱を避けるために必要な情報を適宜提供する。根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう、国及び県と連携し、正確な情報を提供する。

イ 予防接種

市は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、**(イ) 住民接種**については、実施区域の指定に係らず必要に応じて行う。(県行動計画 72頁)

- (ア) **新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、基本的対処方針に基づき、必要に応じて実施する以下の措置について協力をする。**

県内未発生期の記載を参照

(イ) 住民接種

県内未発生期の記載を参照

(5) 医療

ア 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- (ア) 県は、県内の抗インフルエンザ薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、不足している場合には、県備蓄分を放出する。さらに不足している場合には、国に対して国備蓄分の放出を要請する。

イ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関からの要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。（県行動計画 91頁）

（ア）臨時の医療施設等

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するが、県知事が必要であると認めるときは、状況によって、市も臨時の医療施設を設置する。なお、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行が最盛期を越えた後、患者を医療機関に移送すること等により順次閉鎖する。（特措法第 48条第 1項及び第 2項）

（6）市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請することに適宜、協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。（県行動計画 92頁、93頁）

（ア）サービス水準に係る市民への呼びかけ

県が、事業者のサービス提供水準に係る状況を把握し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけた場合には、市も、県から情報を収集し、必要に応じて、同様の呼びかけを行う。

（イ）生活関連物資等の価格の安定等

- a 市は市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携して調査・監視をするとともに、必要に応じ、県が関係事業者団体等に対して行う供給の確保や便乗値上げの防止等の要請に協力する。
- b 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- c 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、市民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分、配付等を行う。（特措法第59条）

(ウ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、県の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。

(エ) 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、県の要請に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- b 市は、県の要請に応じて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- c 市は、県と連携して、新型インフルエンザによる死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、他市町村及び広域火葬参加機関との連絡調整の下、広域火葬を円滑に実施できるように協力する。
- d 市は、万が一、臨時遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について措置を講じる。

6 小康期
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
目的： 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響からの早急な回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制・関係機関との連携

ア 市対策本部の廃止等

(ア) 大和市新型インフルエンザ等対策本部の廃止

政府及び県の対策本部が廃止されたときは、市は遅滞なく市対策本部を廃止する。

(イ) 大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の開催

- a 市は、必要に応じて、「大和市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」を開催し、第二波の流行に備えるため、全庁一体となった対策を推進する。
- b 市は、必要に応じて県が開催する「新型インフルエンザ等市町村連絡会議」に参加し、第二波の流行に備え、連携を強化する対応について情報交換等を行う。

(ウ) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画、マニュアル等の見直しを行う。この場合において、必要に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聴く。

国の基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言

(1) 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。

(2) 緊急事態解除宣言

国が、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。)

(3) 政府対策本部の廃止

国が、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表されたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

県対策本部の廃止

神奈川県新型インフルエンザ等対策本部の廃止

県は、特措法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく「神奈川県新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。(県行動計画 95頁)

(2) 情報収集

ア 情報収集

市は、県からの情報及び海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国、県、国際機関を通じて必要な情報を収集する。

イ サーベイランスへの協力

県が行う通常のサーベイランスの継続や再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握強化について、要請に応じ、適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- (ア) 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- (イ) 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ等を県に報告するとともに、県が取りまとめた市町村や関係機関等から寄せられた情報等の提供を受け、必要に応じて情報提供体制を検討・見直しを行う。

イ 情報共有

市は、国及び県等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

市は、県からの要請を受け、相談窓口の体制を縮小する。また、県が設置するコールセンター等の縮小について周知を図る。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(県行動計画 96頁)

(5) 医療

ア 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、県内感染期に講じた対策を適宜、縮小・中止する。
(県行動計画 97頁)

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県が事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請することに適宜協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。
(県行動計画 97頁)

別添

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られているため、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1 実施体制

(1) 体制強化

市は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、健康福祉部長を座長とする新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。

(2) 家きん等への防疫対策

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、「高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル」、「神奈川県高病原性鳥インフルエンザウイルス等防疫対応マニュアル」及び「高病原性鳥インフルエン(H5N1)のヒトへの感染防止対応マニュアル」等に基づき対応する。

2 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

3 情報提供・共有

市は、県内・市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

4 予防・まん延防止

市は、県が行う調査等について、必要に応じて適宜、協力をする。

1 用語解説

(い)

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

(え)

(積極的)疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

(か)

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * **特定感染症指定医療機関**：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * **第一種感染症指定医療機関**：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院。
- * **第二種感染症指定医療機関**：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、都道府県知事が指定した病院。
- * **結核指定医療機関**：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

(き)

帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や又は新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来で、県が設置する。

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ等患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受けて、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターで県が設置する。

(こ)

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

(さ)

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

(し)

死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザにり患して死亡した者の割合。

新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

(ち)

致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

(と)

鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

(の)

濃厚接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の1 日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア．世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

イ．医療関係者等

個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

ウ．汚染物質への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く。））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

(は)

パンデミック

感染症の世界的大流行のことで、特に新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことが想定される。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

(ひ)

病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度を判定するうえで用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

(ふ)

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

2 神奈川県内の感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話番号	備考
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区 岡沢町 56	2床	横浜市長	045-331- 1961	救命救急センター (H22. 4. 1) 救急病 院 (H23. 2. 1) 地域 医療支援病院

(2) 第二種感染症指定医療機関

病院名	住所	感染症 病床数	設置者	電話番号	備考
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区 岡沢町 56	24床	横浜市長	045-331- 1961	救命救急センター (H22. 4. 1) 救急病 院 (H23. 2. 1) 地域 医療支援病院
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川 通 12-1	12床	川崎市長	044-233- 5521	救命救急センター (H18. 4. 1) 救急病 院 (H23. 2. 1)
平塚市民病院	平塚市南原 119- 1	6床	平塚市長	0463-32- 0015	救急病院 (H23. 2. 1)
地方独立行政法人 神奈川県立病院機 構神奈川県立足柄 上病院	足柄上郡松田町松 田惣領866-1	6床	地方独立 行政法人 神奈川県 立病院機 構	0465-83- 0351	救急病院 (H23. 2. 1)
横須賀市立市民病 院	横須賀市長坂 1- 3-2	6床	横須賀市 長	046-856- 3136	救急病院 (H23. 2. 22) 地域 医療支援病院
藤沢市民病院	藤沢市藤沢 2-6 -1	6床	藤沢市長	0466-25- 3111	救命救急センター (H18. 12. 8) 救急 病院 (H23. 2. 1) 地 域医療支援病院
厚木市立病院	厚木市水引 116- 36	6床 ※	厚木市長	046-221- 1570	救急病院 (H24. 4. 30)
神奈川県厚生農業 協同組合連合会相 模原協同病院	相模原市橋本 2- 8-18	6床	神奈川県 厚生農業 協同組合 連合会	042-772- 4291	救急病院 (H23. 2. 1) 地域 医療支援病院
計		72床			

※厚木市立病院は改修工事のため1床で運用中（平成25年6月1日現在）

3 県衛生研究所、厚木保健福祉事務所大和センター

施設名	所在地	電話番号	所管区域	所管区域内人口
衛生研究所	〒253-0087 茅ヶ崎市下町屋 1-3-1	0467-83-4400	—	—
厚木保健福祉事務所 大和センター	〒242-0021 大和市中心1-5-26	046-261-2948	大和市 綾瀬市	314,880

4 特定接種の対象となる地方公務員

職務内容により接種対象を定める。

区分1： 新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務

特定接種の対象となる職務	大和市における職種
市対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市対策本部員
市対策本部の事務	市対策本部事務局職員
住民への予防接種など感染対策や要支援者への援助等	市保健師 市保健福祉センター職員等
新型インフルエンザ等対策に必要な市の予算の議決、議会への報告	市議会議員
地方議会の運営	市議会関係職員

区分2： 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	大和市における職種
救急、消火、救助等	消防職員

区分3： 国民生活及び国民経済の安定に寄与する職務

特定接種の対象となる職務	大和市における職種
新型インフルエンザ等医療、重大・緊急医療系	市立病院職員
火葬・墓地管理業	火葬場に従事する職員

※新型インフルエンザ等対策ガイドラインから市に関する部分だけを抽出して編成

大和市健康福祉部健康づくり推進課
大和市鶴間1-31-7(大和保健福祉センター内)
電話 046-260-5661(直通)